

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【建設局道路部道路維持課】2
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】3

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】4

◇ 上下水道局

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（4件）【上下水道局総務経営部総務課】5

北九州市告示第 2 2 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立門司駅前自転車駐車場、北九州市立門司港駅前自転車駐車場、北九州市立小倉駅北口自転車駐車場、北九州市立小倉駅南口自転車駐車場、北九州市立西小倉駅前自転車駐車場、北九州市立南小倉駅前自転車駐車場、北九州市立朽網駅前自転車駐車場、北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場、北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場、北九州市立德力嵐山口自転車駐車場、北九州市立若松駅前自転車駐車場、北九州市立若松渡船場前自転車駐車場、北九州市立八幡駅前自転車駐車場、北九州市立折尾駅北自転車駐車場、北九州市立折尾駅東自転車駐車場、北九州市立折尾駅前自転車駐車場、北九州市立黒崎駅前自転車駐車場、北九州市立陣原北自転車駐車場、北九州市立陣原南自転車駐車場、北九州市立本城駅前自転車駐車場、北九州市立九州工大前駅前自転車駐車場及び北九州市立戸畑駅前自転車駐車場並びに北九州市立河内自転車貸出し施設における使用料並びに放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 1 7 日

北九州市長 武 内 和 久

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|----------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 名 称 | 住 所 | |
| 公益社団法人北九州市シルバー人材センター | 北九州市小倉北区片野新町一丁目 1 番 6 号 | 令和 5 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日まで |

北九州市告示第 2 2 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 1 7 日

北九州市長 武 内 和 久

地域密着型通所介護

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
|------------------------|---------------|---------------------------|----------|------------------------|
| 4 0 7 5 2 0 0 2 9 7 | デイサービス おもや | 福岡県遠賀郡遠賀町松の本三丁目 8 9 7 番 1 | 有限会社ますもと | 令和 5 年 4 月 3 0 日 |
| 4 0 7 0 6 0 1 2 1 8 | こもり福祉サービス | 北九州市八幡東区清田二丁目 2 番 2 7 号 | 株式会社こもり | 令和 5 年 4 月 3 0 日 |

北九州市公告第308号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月17日

北九州市長 武内和久

| | | |
|---|---|---|
| 1 工事概要 | 工事名 | 白野江小学校内部及び外壁、屋上防水改修工事 |
| | 工事場所 | 北九州市門司区白野江三丁目2番1号 |
| | 工事内容 | 学校の内部及び外壁、屋上防水改修工事 |
| | 工期 | 請負契約締結の日から令和5年12月24日まで |
| | 予定価格 | 1億1,242万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| | 総合評価落札方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録 | 建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種が建築工事であって、令和3・4年度建設工事有資格業者名簿に記載されている建築工事の希望順位が第1順位であること。 |
| | 等級（注2） | 令和3・4年度建設工事有資格業者名簿に記載されている建築工事の等級がAであること。 |
| | 許可 | 建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。 |
| | 所在地 | 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。 |
| | 実績 | 平成30年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。 |
| | 手持工事等 | 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事（令和5年5月15日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。） |
| 技術者 | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。 | |
| その他 | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 | |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 期間 | この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | (1) この公告の日から令和5年5月22日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和5年5月23日 午前9時から正午まで | |
| 5 入札書の受付期間 | (1) 令和5年6月1日及び同月2日 午前9時から午後7時まで (2) 令和5年6月5日 午前9時から午後4時30分まで | |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 日時 | 令和5年6月6日 午前9時 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設ける。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 | |
| 9 その他 | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。 | |
| 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 | | |
| 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。 | | |
| 注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。 | | |
| 注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。 | | |

北九州市上下水道局公告第86号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月17日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| 1 工事概要 | 工事名 | 恒見町地内（相割川河川改修関連）管渠移設工事 |
| | 工事場所 | 北九州市門司区恒見町 |
| | 工事内容 | RS管 内径300ミリメートル 管渠工（小口径推進）22メートル |
| | 工期 | 請負契約締結の日から140日間 |
| | 予定価格 | 4,415万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| | 総合評価落札方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録 | 建設工事に資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 令和3・4年度建設工事に資格業者名簿に記載されている工種が土木工事であること。（希望順位を問わない。） |
| | 等級（注2） | 令和3・4年度建設工事に資格業者名簿に記載されている土木工事の等級がA又はBであること。 |
| | 許可 | 土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。 |
| | 所在地 | 本店又は主たる営業所が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。 |
| | 実績 | 平成30年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとしたものを含む。）又は契約の実績があること。 |
| 手持工事等 | | （1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格（注4）5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が令和4年度又は令和5年度に発注した土木工事（推進工事に限る。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した土木工事（推進工事に限る。）で令和5年5月15日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| | 技術者 | （1） この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 （2） この工事の推進工事期間中は、公益社団法人日本推進技術協会の認定する推進工事技士資格を有する責任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。 |
| | その他 | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| 期間 | この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで | |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | （1） この公告の日から令和5年5月22日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和5年5月23日 午前9時から正午まで | |
| 5 入札書の受付期間 | （1） 令和5年6月1日及び同月2日 午前9時から午後7時まで （2） 令和5年6月5日 午前9時から午後4時30分まで | |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| 日時 | 令和5年6月6日 午前9時 | |
| 7 入札及び契約に関する | 最低制限価格 | 設ける。 |
| 入札保証金 | 免除する。 | |

| | | |
|---|---|---|
| る条件 | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 | |
| 9 その他 | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。 | |
| <p>注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工事ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p> | | |

北九州市上下水道局公告第87号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月17日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

| | | |
|------------|---|---|
| 1 工事概要 | 工事名 | 日明浄化センター沈砂洗浄機械設備改良工事 |
| | 工事場所 | 北九州市小倉北区西港町96番地の3 |
| | 工事内容 | 日明浄化センター沈砂洗浄機械設備の改良工事 |
| | 工期 | 請負契約締結の日から令和6年10月30日まで |
| | 予定価格 | 4億5,083万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| | 総合評価落札方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格 | 本件工事の入札は、混合入札（単体の有資格業者又は共同企業体のいずれによっても競争参加することができる入札をいう。）の方法により行う。 （1） 次のいずれにも該当する者であること。 | |
| | 登録 | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 機械器具設置工事（希望工種の順位を問わない。） |
| | 許可 | 機械器具設置工事業について特定建設業の許可を受けていること。 |
| | その他 | 北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）から指名停止を受けている期間中でないこと。 |
| | （2） 単体の有資格業者として競争参加を行う場合は、次のいずれにも該当する者であること。 | |
| | 所在地 | 北九州市内に、本店、主たる営業所、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。 |
| | 実績 | 次の指名実績（一般競争入札において参加資格有りとしたものを含む。以下同じ。）又は施工実績を有すること。 ア 指名実績については、次のいずれの条件も満たす本市が発注した公共下水道プラント工事（撤去工事及び建築設備工事を除く。以下同じ。）について、単体又は共同企業体の構成員として、指名実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表構成員であるものに限る。 （ア） 平成30年度以降の指名であること。 （イ） 予定価格が7,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であること。 （ウ） 現有水処理能力が4万立方メートル/日以上かつ終末処理場内における機械器具設置工事であること。 （エ） 沈砂池設備工事であること。 イ 施工実績については、次のいずれの条件も満たす地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した公共下水道プラント工事又は流域下水道プラント工事（撤去工事及び建築設備工事を除く。以下同じ。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表構成員であるものに限る。 （ア） 平成25年度以降に受注し、令和5年3月31日までに完成し又は引渡し完了していること。 （イ） 当初契約金額が7,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であること。 （ウ） 現有水処理能力が4万立方メートル/日以上かつ終末処理場内における機械器具設置工事であること。 （エ） 沈砂池設備工事であること。 |
| | 技術者 | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。以下同じ。）を専任で配置することができること。 |
| | （3） 共同企業体として競争参加を行う場合は、次のいずれにも該当する者であること。 | |
| 結成基準 | ア 自主結成方式とし、構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）の数は2社とする。 イ 各構成員の出資比率は、100分の30以上であること。 ウ 構成員は、この工事について単体の有資格業者として競争参加していないこと。 エ 構成員は、この工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。 | |
| | ア 出資比率が構成員中最大であること。 イ 北九州市内に、本店、主たる営業所、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。 ウ この工事に係る監理技術者を専任で配置することができること。 | |

| | | |
|--|----------------|--|
| | 代表構成員の条件 | <p>エ 次の指名実績又は施工実績を有すること。</p> <p>(ア) 指名実績については、次のいずれの条件も満たす本市が発注した公共下水道プラント工事について、単体又は共同企業体の構成員として、指名実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表構成員であるものに限る。</p> <p>a 平成30年度以降の指名であること。</p> <p>b 予定価格が7,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であること。</p> <p>c 現有水処理能力が4万立方メートル/日以上の上終末処理場内における機械器具設置工事であること。</p> <p>d 沈砂池設備工事であること。</p> <p>(イ) 施工実績については、次のいずれの条件も満たす地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した公共下水道プラント工事又は流域下水道プラント工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表構成員であるものに限る。</p> <p>a 平成25年度以降に受注し、令和5年3月31日までに完成し又は引渡し完了していること。</p> <p>b 当初契約金額が7,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であること。</p> <p>c 現有水処理能力が4万立方メートル/日以上の上終末処理場内における機械器具設置工事であること。</p> <p>d 沈砂池設備工事であること。</p> |
| | 代表構成員以外の構成員の条件 | <p>ア 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。</p> <p>イ この工事に係る監理技術者又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。</p> <p>ウ 次の指名実績又は施工実績を有すること。</p> <p>(ア) 本市が発注した予定価格が200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の公共下水道プラント工事（軽微な工事（注2）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として、平成30年度以降の指名実績を有すること。</p> <p>(イ) 平成25年度以降に受注し、令和5年3月31日までに完成し又は引渡し完了した本市が発注した予定価格が200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の公共下水道プラント工事（軽微な工事（注2）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として施工実績を有すること。</p> |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 期間 | この公告の日から本件開札日まで（注3）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | | <p>(1) この公告の日から令和5年5月26日まで（注3）の毎日午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 令和5年5月29日 午前9時から正午まで</p> |
| 5 入札書の受付期間 | | <p>(1) 令和5年6月8日及び同月9日 午前9時から午後7時まで</p> <p>(2) 令和5年6月12日 午前9時から午後4時30分まで</p> |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 日時 | 令和5年6月13日 午前11時20分 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設けない。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | | <p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p> |
| 9 その他 | | <p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注3 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p> | | |

北九州市上下水道局公告第88号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月17日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

| | | |
|------------|--|--|
| 1 工事概要 | 工事名 | 新町浄化センター2系最終沈殿池機械設備改良工事 |
| | 工事場所 | 北九州市門司区松原三丁目6番1号 |
| | 工事内容 | 新町浄化センター2系最終沈殿池機械設備の改良工事 |
| | 工期 | 請負契約締結の日から令和6年3月15日まで |
| | 予定価格 | 2億3,314万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| | 総合評価落札方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格 | <p>本件工事の入札は、混合入札（単体の有資格業者又は共同企業体のいずれによっても競争参加することができる入札をいう。）の方法により行う。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する者であること。</p> | |
| | 登録 | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 機械器具設置工事（希望工種の順位を問わない。） |
| | 許可 | 機械器具設置工事業について特定建設業の許可を受けていること。 |
| | その他 | 北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）から指名停止を受けている期間中でないこと。 |
| | (2) 単体の有資格業者として競争参加を行う場合は、次のいずれにも該当する者であること。 | |
| | 所在地 | 北九州市内に、本店、主たる営業所、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。 |
| | 実績 | <p>次の指名実績（一般競争入札において参加資格有りとしたものを含む。以下同じ。）又は施工実績を有すること。</p> <p>ア 指名実績については、次のいずれの条件も満たす本市が発注した公共下水道プラント工事（撤去工事及び建築設備工事を除く。以下同じ。）について、単体又は共同企業体の構成員として、指名実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表構成員であるものに限る。</p> <p>(ア) 平成30年度以降の指名であること。</p> <p>(イ) 予定価格が7,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であること。</p> <p>(ウ) 現有水処理能力が2万立方メートル/日以上終末処理場内における機械器具設置工事であること。</p> <p>(エ) 長さ11メートル以上の沈殿池（円形を除く。）における汚泥かき寄せ機設備工事であること。</p> <p>イ 施工実績については、次のいずれの条件も満たす地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した公共下水道プラント工事又は流域下水道プラント工事（撤去工事及び建築設備工事を除く。以下同じ。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表構成員であるものに限る。</p> <p>(ア) 平成25年度以降に受注し、令和5年3月31日までに完成し又は引渡し完了していること。</p> <p>(イ) 当初契約金額が7,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であること。</p> <p>(ウ) 現有水処理能力が2万立方メートル/日以上終末処理場内における機械器具設置工事であること。</p> <p>(エ) 長さ11メートル以上の沈殿池（円形を除く。）における汚泥かき寄せ機設備工事であること。</p> |
| | 技術者 | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。以下同じ。）を専任で配置することができること。 |
| | (3) 共同企業体として競争参加を行う場合は、次のいずれにも該当する者であること。 | |
| 結成基準 | <p>ア 自主結成方式とし、構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）の数は2社とする。</p> <p>イ 各構成員の出資比率は、100分の30以上であること。</p> <p>ウ 構成員は、この工事について単体の有資格業者として競争参加していないこと。</p> <p>エ 構成員は、この工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。</p> | |
| | <p>ア 出資比率が構成員中最大であること。</p> <p>イ 北九州市内に、本店、主たる営業所、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。</p> <p>ウ この工事に係る監理技術者を専任で配置することができること。</p> | |

| | | |
|--|----------------|--|
| | 代表構成員の条件 | <p>エ 次の指名実績又は施工実績を有すること。</p> <p>(ア) 指名実績については、次のいずれの条件も満たす本市が発注した公共下水道プラント工事について、単体又は共同企業体の構成員として、指名実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表構成員であるものに限る。</p> <p>a 平成30年度以降の指名であること。</p> <p>b 予定価格が7,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であること。</p> <p>c 現有水処理能力が2万立方メートル/日以上の上流処理場内における機械器具設置工事であること。</p> <p>d 長さ11メートル以上の沈殿池（円形を除く。）における汚泥かき寄せ機設備工事であること。</p> <p>(イ) 施工実績については、次のいずれの条件も満たす地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した公共下水道プラント工事又は流域下水道プラント工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表構成員であるものに限る。</p> <p>a 平成25年度以降に受注し、令和5年3月31日までに完成し又は引渡し完了していること。</p> <p>b 当初契約金額が7,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であること。</p> <p>c 現有水処理能力が2万立方メートル/日以上の上流処理場内における機械器具設置工事であること。</p> <p>d 長さ11メートル以上の沈殿池（円形を除く。）における汚泥かき寄せ機設備工事であること。</p> |
| | 代表構成員以外の構成員の条件 | <p>ア 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。</p> <p>イ この工事に係る監理技術者又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。</p> <p>ウ 次の指名実績又は施工実績を有すること。</p> <p>(ア) 本市が発注した予定価格が200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の公共下水道プラント工事（軽微な工事（注2）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として、平成30年度以降の指名実績を有すること。</p> <p>(イ) 平成25年度以降に受注し、令和5年3月31日までに完成し又は引渡し完了した本市が発注した予定価格が200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の公共下水道プラント工事（軽微な工事（注2）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として施工実績を有すること。</p> |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 期間 | この公告の日から本件開札日まで（注3）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | | <p>(1) この公告の日から令和5年5月26日まで（注3）の毎日午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 令和5年5月29日 午前9時から正午まで</p> |
| 5 入札書の受付期間 | | <p>(1) 令和5年6月8日及び同月9日 午前9時から午後7時まで</p> <p>(2) 令和5年6月12日 午前9時から午後4時30分まで</p> |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 日時 | 令和5年6月13日 午前11時28分 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設けない。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | | <p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p> |
| 9 その他 | | <p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注3 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p> | | |

北九州市上下水道局公告第89号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月17日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| 1 工事概要 | 工事名 | 皇后崎浄化センター第1処理場2-1系最終沈殿池機械設備改良工事 |
| | 工事場所 | 北九州市八幡西区夕原町1番1号 |
| | 工事内容 | 皇后崎浄化センター第1処理場2-1系最終沈殿池機械設備の改良工事 |
| | 工期 | 請負契約締結の日から令和6年3月29日まで |
| | 予定価格 | 1億7,400万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| | 総合評価落札方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録 | 建設工事に資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 機械器具設置工事（希望工種の順位を問わない。） |
| | 許可 | 機械器具設置工事業について特定建設業の許可を受けていること。 |
| | 所在地 | 北九州市内に、本店、主たる営業所、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。 |
| | 実績 | 次の指名実績（一般競争入札で参加資格ありと認めたものを含む。以下同じ。）又は施工実績を有すること。 (1) 指名実績については、次のいずれの条件も満たす北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した公共下水道プラント工事（撤去工事及び建築設備工事を除く。以下同じ。）について、単体又は共同企業体の構成員として、指名の実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表構成員であるものに限る。 ア 平成30年度以降の指名であること。 イ 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）が、本件工事の予定価格の3分の1以上であること。 ウ 現有水処理能力が4万立方メートル/日以上終末処理場内における機械器具設置工事であること。 エ 長さ11メートル以上の沈殿池（円形を除く。）における汚泥かき寄せ機設備工事であること。 (2) 施工実績については、次のいずれの条件も満たす地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した公共下水道プラント工事又は流域下水道プラント工事（撤去工事及び建築設備工事を除く。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表構成員であるものに限る。 ア 平成25年度以降に受注し、令和5年3月31日までに完成し又は引渡しが完了していること。 イ 当初契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が本件工事の予定価格の3分の1以上であること。 ウ 現有水処理能力が4万立方メートル/日以上終末処理場内における機械器具設置工事であること。 エ 長さ11メートル以上の沈殿池（円形を除く。）における汚泥かき寄せ機設備工事であること。 |
| | 技術者 | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。 |
| その他 | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 | |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 期間 | この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | (1) この公告の日から令和5年5月26日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和5年5月29日 午前9時から正午まで | |
| 5 入札書の受付期間 | (1) 令和5年6月8日及び同月9日 午前9時から午後7時まで (2) 令和5年6月12日 午前9時から午後4時30分まで | |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 日時 | 令和5年6月13日 午前11時36分 |

| | | |
|---|---|---|
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設けない。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 | |
| 9 その他 | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。 | |
| 注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 | | |
| 注2 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。 | | |